

## 別記様式（第4条関係）

## 会議録

会議の名称	第3回宍粟市手話言語条例検討委員会	
開催日時	平成28年1月21日(木)午後2時~3時30分	
開催場所	宍粟防災センター5階ホール	
議長(委員長・会長) 氏名	委員長 嘉田 真典	
委員名 氏名	(出席者) 嘉田真典、池上睦、藤田敏、八木昌幸、尾形治美、門前真弓、溝脇守 (オブザーバー) 教育委員会事務局 世良重信(学校教育課)	(欠席者) 鳥越隆士、内海英満、春名郷子、原真弓(社会教育課)
事務局 氏名	健康福祉部 浅田部長、砂町副課長、平瀬主査、後藤設置手話通訳者、草田認定調査員	
傍聴人數	7名	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	(非公開の理由)
決定事項	<p>(議題及び決定事項)</p> <p>1. パブリックコメント実施結果について ・一部修正し、ホームページへ掲載する。</p> <p>2. 条例名称について(決定) 「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」</p>	
会議経過	別紙のとおり	
会議資料等	別紙のとおり	
議事録の確認 (記名押印)	(委員長等) 委員長 嘉田 真典	

## (会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>本日、鳥越副委員長、春名委員については欠席の連絡が入っている。内海委員については、後ほどお見えになると思う。</p> <p>ただいまより、第3回宍粟市手話言語条例検討委員会を開催する。開会にあたり、委員長よりご挨拶をいただきたい。</p>
嘉田委員長	<p>2. 委員長挨拶</p> <p>皆さん、こんにちは。最近、急に寒くなり雪が降った。この雪の影響で委員会を開催できるか心配していたが、無事に開催することができた。</p> <p>開会の前に、県内の手話言語条例の取り組みについて触れておきたい。</p> <p>昨年12月に兵庫県内で丹波市、淡路市、多可町の3市町で手話言語条例が可決された。また、県外では大阪市でも手話言語条例が可決されている。</p> <p>そのような状況下で、宍粟市においても3月議会で手話言語条例が採択されることを期待している。</p> <p>本日は第3回目の会議となる。パブリックコメントの実施結果、条例名称について協議いただきたい。</p>
事務局	それでは、さっそく議題に入りたい。議題の進行については、委員長にお願いする。
嘉田委員長	では、1つめの議題について、昨年12月8日から今年の1月6日までの間パブリックコメントを実施し、意見を公募した。
	結果、4件の意見が提出され、各委員には実施結果（資料①）が届いていると思う。このことについて、事務局の説明を求める。
事務局	<p>先ほど委員長が申したとおり、条例（案）及び条例名称についてのパブリックコメントを12月8日から30日間実施した。</p> <p>この結果、1名の方から4件の意見が提出された。</p> <p>これについて、資料①のとおり市の回答を示したので、順に説明する。</p> <p>まず1番の意見から見ていきたい。条例案の前文13行目「しかし、未だに手話に対する理解の広がりを感じる状況に至っていない。」という記載について、宍粟市では、これまで社会福祉協議会や行政、サークルなどで手話に関する支援や取り組みが行われてきており、手話に対する理解は広が</p>

事務局	<p>つてはいるのではないかというご意見があった。</p> <p>この意見に対する市の回答として、宍粟市では、宍粟ろうあ協会より手話言語条例の制定や各種要望をいただく中で、これまで当事者の方と話し合いを行ってきたが、当事者の方の思いや実情を把握していく中で、手話に対する理解や広がりはまだまだ十分でないとの判断に至った。</p> <p>本条例の検討についても、そういった点を踏まえ、検討委員として当事者団体に参画いただいており、これから手話に関する施策をより一層推進していく必要がある旨回答している。</p> <p>続いて 2 点目の意見について、「手話施策推進会議の委員に福祉事業を推進する公益性のある団体を含めていただきたい。」との意見があった。</p> <p>これについても、第 2 回の検討委員会の資料④で手話施策推進会議の委員構成案を示しており、具体的には社会福祉協議会に参画いただき、施策を推進していく予定である旨回答している。</p> <p>続いて 3 番目の意見について、「手話施策推進会議の委員報酬額について、高額ではないか。」との意見があった。</p> <p>手話施策推進会議については、市の附属機関として位置付けをしており、報酬額については、条例に定める報酬日額として基本的な報酬額である 8,200 円としているため、適当である旨回答している。</p> <p>続いて 4 番目の意見について、「他にもコミュニケーション支援として様々な手法がある中で、なぜ手話だけを取り上げるのか。」との意見があった。</p> <p>この点について、本委員会の中でも議論いただいたが、この条例は日本語と同様に手話を 1 つの言語として認識し、市民 1 人 1 人が手話を理解し、手話の普及や手話を使いやすい環境づくりへの取り組みを宍粟市として一貫して進めていくために制定するものである。よって、その他のコミュニケーション支援の取り組みについては、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されることに伴い、意思疎通に合理的な配慮が必要な事例などを把握し、その他のコミュニケーション支援に必要な施策に関して取り組んでいく旨回答している。パブリックコメントの実施結果については以上となる。</p>
嘉田委員長	<p>4 件のパブリックコメントの市の考え方について事務局より説明があった。</p> <p>1 番から 4 番について、委員の意見を伺いたい。</p> <p>まず 1 番について意見のある方はお願いしたい。</p>

嘉田委員長	私としては、この回答で良いと考えるがいかがか。 《異議なし》 では、2番の、推進会議についての回答であるが、これはいかがか。
藤田委員	公益性のある団体というのは、社会福祉協議会ということで良いか。
事務局	藤田委員が言わされたように公益性のある団体として、宍粟市社会福祉協議会に手話施策推進会議の委員として参画いただきたいと考えている。
藤田委員	わかりました。
嘉田委員長	では、2番目の意見に対する市の回答はこれで良いか。 《異議なし》 3番の、手話施策推進委員会の日額についてであるが、市の回答の通りで良いか。 《異議なし》 4番目の市の回答はいかがか。
池上委員	回答の3行目から4行目にかけて、「手話通訳の言語は手話となります。」とあるが、正確には「手話通訳の言語」ではなく、「ろうあ者の言語」ではないか。ろうあ者が普段使っている言語が手話であり、日本語とは違う言語であるということで良いのではないか。
事務局	池上委員の言うとおり、ろう者の言語が手話になるの誤りである。ご指摘のとおり「ろう者の言語は手話となります。」に修正する。
嘉田委員長	それでは、「ろうあ者の言語は手話となります。」に修正で良いか。
事務局	その点について1点ご確認いただきたい。池上委員が言わされたように「ろうあ者」とすべきか、或いは「ろう者」と表現すべきかいかがか。
八木委員	ろう者で良いと思う。
嘉田委員長	ろう者で統一すれば良いと思う。
藤田委員	私もそう思う。

事務局	それでは条例と同様に、ろう者に統一する。
嘉田委員長	他に、4番の回答について意見はあるか。 1番から4番の意見に対して、市の考え方を本会で確認した。 事務局も相違ないか。
事務局	相違ない。指摘いただいた点を修正し、市のホームページに掲載する。
嘉田委員長	それでは、事務局には順次、掲載の準備を進めていただきたい。 この他に補足があれば発言を願いたい。 無いようなので、パブリックコメントについてはこれで終決とする。
	次に、議題2の条例名称（案）について、資料3を確認いただきたい。 これについて、事務局より説明を願いたい。
事務局	条例名称についてもパブリックコメントで名称の募集を行ったが、意見はなかった。前回、検討した条例名称案、または新たに条例の名称や意見があれば検討いただきたい。 なお、条例名称については、この検討委員会で決定した名称をそのまま上程することで法制担当課と調整している。
嘉田委員長	条例名称（案）は4つある。この他に意見があれば、ここで取り挙げたいが意見はあるか。 意見が無いようなので、4つ条例名称（案）の中から決定したい。 個人的に、2番目の「宍粟市手話言語条例」は、短くてありふれた名称であり、少し硬い印象も受けるので、省いたほうが良いと思うがいかがか。
八木委員	漢字だけの名称ではなく、平仮名も入ったほうが柔らかい印象があって良いと思う。
藤田委員	1番目の「みんなの心つなぐ」と、4番目の「みんなでひろげる（つなぐ）」は意味が同じように感じる。
事務局	3番目、4番目の条例名称は、事務局が他市町の条例名称を参考に考えた名称である。

事務局	1番目の「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」は、八木委員が提案した案である。担当課の案ではなく、委員からいただいた案や、他の名称案で検討いただければありがたい。
藤田委員	「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」が良いと思う。個人的には、1番目か4番目が良い。
溝脇委員	個人的な意見になるが、4番目「みんなでひろげる、みんなでつなぐ」というと、「何をひろげる（つなげる）のか。」とならないか。 そういった点から、4番目は除外したほうが良いと思う。 1番目の手話言語条例は、「みんなの条例」としていることと、「みんなの心」を「つなぐ」として何をつなぐのか主語が明確になっており良いと思う。
藤田委員	1番目の名称は、「みんなの心つなぐ」の心の後に「を」は入るのか。
尾形委員	1番目の名称について、「を」は要らないと思う。多数決で決めてはどうか。
池上委員	このパブリックコメントで質問された内容は、すごく良い視点で考えられている質問である。 この質問は、手話言語条例は一体どんな役割を持つのか、ろう者を取り巻く現状がどうなのか、など本質がとても分かりにくいということを、良く表している。 実際、地域ではこういった見方をしている人が大半である。手話言語条例という言葉だけではなく、「聞こえない人たちと市民の心をつなぐ」とか「互いに尊重する気持ちを持とう。」ということが分かる言葉が条例名称に入っているほうが良いと思うので、1番か4番が良いのではないか。
溝脇委員	先ほど尾形委員が1番目の条例名称で「を」が要らないと言われましたが、何か理由があるのか。
尾形委員	理由は特にないが、「みんなの心つなぐ」の方が、語呂が良いということだけである。
嘉田委員長	それぞれの条例名称について意見が出ているが、尾形委員の提案があったように、多数決により決定したいと思うが良いか。 それでは1人につき2回挙手いただきたい。

嘉田委員長	<p>委員 7 名により採決を行う。</p> <p>①「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」…6 人          ②「宍粟市手話言語条例」…3 人          ③「宍粟市みんなの手話言語条例」…3 人          ④「宍粟市みんなでひろげる（つなぐ）手話言語条例」…1 人          《委員 1 名は挙手 1 回のみ》</p>
溝脇委員	再度、1 人 1 票を投じて最終の採決としてはどうか。
嘉田委員長	<p>それでは、最後の採決を行う。各委員 1 回だけ挙手をお願いしたい。</p> <p>①「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」…6 人          ②「宍粟市手話言語条例」…1 人</p> <p>採決の結果、「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」が多数のため、条例名称を「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」に決定する。</p> <p>採決の結果 1 番目の名称となった。事務局は相違ないか。</p>
事務局	<p>相違ない。</p> <p>それでは、条例案をもう一度、前の画面に映すのでご覧いただきたい。</p> <p>手話言語条例検討委員会の総意として、条例名称を「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」ということで決定とし、3 月議会へ上程する。</p> <p>ご検討いただきありがとうございます。</p>
嘉田委員長	<p>これで名称が決定した。それでは、議題 3 へ移る。</p> <p>事務局より説明を求める。</p>
事務局	<p>健康福祉部の浅田です。委員の皆様には条例内容及び条例名称について慎重にご審議いただき、改めて御礼申し上げたい。</p> <p>ただいま事務局より、お手元に「宍粟市手話言語条例（案）の提出について」という文書をお配りした。本会終了後に、検討委員会での検討結果とともに条例案を添え、嘉田委員長から市長へ報告いただくことになっている。</p> <p>ここで、この文面について一読させていただくのでご確認いただきたい。</p> <p>『宍粟市手話言語条例（案）の提出について（資料読み上げのため省略）』</p> <p>このような文面で市長へ報告いただくが、内容について「もう少し付け加えたい」ことや、本日決定した条例名称で提出して欲しいといった意見があれば、忌憚のない意見をお願したい。</p>

嘉田委員長	<p>「条例（案）の提出について」の文面について、これでよろしいか。特に意見がなければ、本会終了後に市長に条例案を提出したいと思うがいかがか。</p>
池上委員	<p>色々と議論を重ね、良い条例ができたのではないか。</p> <p>本日いただいたパブリックコメントの意見は、一般の「聞こえない人のことを知らないけど、きちんと考えてくださった方の意見」と感じた。</p> <p>これは、言語として手話を広めるということは、意思疎通を行うことに限定されないということを示している。</p> <p>条例が制定され、この辺りの内容をこれからどうやって実践していくか、或いは、施策を進めていくかというところが重要である。</p> <p>特に今回は、第3条の基本理念として「人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することのできる地域社会を実現する」という理念を掲げており、これはとても良い点である。今後の取り組みの中で、条例名称にある「みんなの心をつなぐ」という意味合いのところを「意思疎通を図ること」だけではない広い意味で取り組んでいって欲しい。</p> <p>本日は時間があるので、1つ言わせていただきたい。皆さんには、全てのろう者が、私たち健聴者が日本語を持っているのと同じように、手話という言語を十分に持っているわけではないということを知っていただきたい。</p> <p>手話を禁止され、聞こえる子どもと同じ教育を受けてきた歴史的背景の中で、ろう者は、手話で自分の気持ちを十分に伝えられず、日本語も十分に使えないという中で、これまで生きてきたということを理解して手話に関する施策を進めていく必要がある。これは、これから手話に関する取り組みを進めていく宍粟市の大きな役割だと感じている。こういったことを、手話を知らない市民の方に伝えていってほしい。</p>
嘉田委員長	他に意見はないか。
事務局	<p>池上委員、ありがとうございます。</p> <p>先ほどの池上委員のご意見を踏まえ、例えば文面の「手話による意思疎通を図ることができる」の部分を、条例の基本理念の一文を取り上げ、「心豊かに共生することができる地域社会を実現するために制定するものです。」と改め、2段落目を「この条例（案）は手話についての基本理念を定め、市民1人1人が手話は1つの言語であることを認識し、心豊かに共生することができる地域社会を実現するために制定するものです。」と修正したいと思うがいかがか。</p>

嘉田委員長	<p>前に映し出している内容に修正するということで良いか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは、修正した文面で市長へ提出したいと思う。</p>
事務局	<p>その他連絡事項として、今後のスケジュールについて申し上げる。パブリックコメントについては、本日意見をいただいた点について修正し、速やかにホームページに掲載する。</p> <p>条例案については、3月議会に上程する。スムーズにいけば、3月下旬には条例案が制定する予定である。</p> <p>また、来年4月以降には手話施策推進会議を設置し、今後の方針などを検討していく予定である。</p> <p>なお、今から取り掛かれることについては早速に取り掛かりたい。例えばパンフレットの作成などについては、ろうあ協会や関係団体と調整を行なながら準備を進めていくのでご了解願いたい。</p>
嘉田委員長	3月議会で条例が可決し、成立される見込みということであるが、本会議の日程はいつ頃になる予定か。
事務局	<p>3月議会は3月1日に開会し、最終日は3月25日となっているが、25日は予算だけになるかもしれない。</p> <p>早ければ3月11日の本会議で採決となるので、議会事務局に日程を確認し、委員にお知らせする。</p>
嘉田委員長	それでは、採決の日が分かり次第、各委員に連絡願いたい。ぜひ多数で傍聴に行きたいと考えている。その際は、手話通訳者の派遣もお願いしたい。
事務局	<p>その他の報告事項については以上となる。</p> <p>嘉田委員長、他によろしいか。</p>
嘉田委員長	少し時間があるので、全3回の検討委員会が開かれたが、各委員より感想、気付いたこと何でも構ないので、一言いただきたい。
尾形委員	手話言語条例の制定に向け、こういった機会を設けて議論をさせていただいたことに感謝申し上げたい。ぜひ3月議会で条例が可決され、4月から本当に聞こえない人たちが暮らしやすい宍粟市となるよう願っている。

門前委員	OHPしそうで要約筆記をしている門前です。この会議に委員として入らせていただき、手話に関する条例ができたということは本当に喜ばしいことと思っている。 尾形委員が言わされたように、4月から手話をされる方やろうあの方々が安心して楽しく宍粟市で暮らしていく町になればと願っている。
溝脇委員	条例の制定に当たり、こういった機会を持てたということは大変良かったのではないか。 この条例がこれから3月議会で採決され、そして宍粟市の中で素晴らしい取り組みが行われていくよう期待している。
池上委員	私が手話を始めた頃は、手話は使ってはいけないものと言われ、街中で聞こえない人と手話で会話をしていると、冷たい視線を浴びた時代だった。宍粟市をはじめ各地で「手話は言語である」という条例が次々にできている時代になったことに、すごく嬉しい驚きを持っている。 ただ、そういう中で、手話を言語として十分に使いこなすことができないろう者もたくさんいる。実際、通訳に行くと、聞こえる人、即ち日本語の力の強い人たちの間で、聞こえない人が自分の思いを十分伝えられなかったり、自分の夢が実現できなかったりといったことを目の当たりにする。この条例が制定されたことによって、本当に聞こえない人たちの暮らしが良くなるための動きをスタートすることができるので、宍粟のみなさん、ろうあ協会、サークルの人たちには頑張っていただきたい。行政の方々には、今後も色々な場面で力添えをいただくことになると思うがよろしくお願いしたい。
八木委員	委員の皆さん本当にお疲れ様でした。また、行政の方々にも本当にお世話になった。 手話言語条例が3月議会で可決、4月1日からスタートできること、もちろん、最初から簡単には進まないと思うが、ろう者にとって手話という言語は筆談より、お互いの気持ちを伝え合うことができる大切な言葉である。この条例が制定され、市民とろう者と会ったとき、お互いが手話で会話ができるような宍粟市になっていって欲しい。
藤田委員	検討委員会では、委員の皆様、行政の方々に本当のお世話になった。私の先輩である聞こえない人たちは、手話を使っても聞こえる人たちはそれをきちんと読み取ってはくれない、伝えたくてもうまく伝わらない悔し

藤田委員	<p>さやもどかしい思いを感じながら生活されてきた。</p> <p>手話言語条例ができて、聞こえる人たちと私たち聞こえない者の心が近づく、そんな日が来ることを願っている。聞こえる人も、聞こえない人も同じようにお互いを尊重して生活できるように、皆さんと一緒に頑張っていきたい。</p>
嘉田委員長	<p>会議などで宍粟市のろう者やサークルの方々と会っているが、昔と比べると宍粟市の福祉制度はどんどん進んできていると感じる。</p> <p>例えば、昨年4月から高年・障害福祉課に手話通訳者が配置された。市役所へ相談に行くろう者も増えたと聞いている。</p> <p>そして、今回、手話言語条例ができるということで大変嬉しく思っている。もちろん、条例は作ることが目的ではない。条例ができてから、条例を生かして、ろう者そして市民の人たちが手話で交流する。そして、顔を合わせてお互いに気持ちを伝え合える、そんな広がりができる宍粟市になって欲しいと思っている。</p> <p>事務局においては、この委員会のために準備をいただき、感謝申し上げたい。私の住んでいる地域でもようやく手話言語条例を制定について動き始め、今年の4月から手話言語条例検討委員会が設置される予定である。</p> <p>今回、宍粟市で学んだことを、私の地域でも生かしていきたい。</p> <p>最後に、事務局へお返しする。</p>
事務局	<p>本条例案については、今後法制担当に内容確認を行い、3月議会に提案する。それでは、最後に委員の皆さんへのお礼をあわせて、健康福祉部長の浅田より一言お礼申し上げる。</p> <p>閉会の挨拶の前に、まずは委員の皆さんにお礼を申し上げたい。</p> <p>委員長・副委員長はじめ、委員の皆さんには、宍粟市手話言語条例の制定に向け、本当に多忙の中、また短期間の中で、集中して1言1句にわたり慎重に協議をいただいたこと、改めて感謝を申し上げたい。</p> <p>先ほど委員長が言われたとおり、本条例は条例制定が最終目標ではない。制定後に何をやっていくかということが重要となるため、そのスタートにやっと立てるという思いでいる。行政並びに事務局としても、そのことを再度肝に銘じ、これから施策展開を図っていかなければならない。</p> <p>また、4月には推進会議を設置し、この中でご意見、ご提言をいただきながら、宍粟市民みんなの心をつなぐ条例の実現に向けて取り組んでいきたい。</p> <p>今回、検討委員として参画いただいた皆さんの中にも、4月以降手話施策推進会議の委員として、引き続きご協力いただぐ方がたくさんおられるかと</p>

事務局	<p>思うが、ひとまず本会で大変お世話になったお礼と、引き続きお世話になることについてのお願いを合わせて、今後ともよろしくお願ひしたい。</p> <p>現在、宍粟市では、障害福祉関係の施策として大きな柱を 2 つ挙げ取り組んでいる。</p> <p>1 つは手話言語条例の制定、もう 1 つは平成 28 年 4 月から施行される障害者差別解消法に向けての取り組みである。手話言語条例については、委員の皆様のご協力により 3 月議会に上程することができた。</p> <p>また、障害者差別解消法では 4 月 1 日の施行に向け、担当部局で色々な差別的事例を当事者の方からお聞きし、今後の取り組みについて検討を進めており、皆様にも色々な立場からご協力いただくことになると思う。委員の皆さまには多忙の中、全 3 回にわたり議論を重ねていただいた。このあと委員長には、市長へ報告をしていただくのでよろしくお願ひいたしたい。</p> <p>また、議会の詳しい日程については、事務局より連絡する。都合がつけばぜひ傍聴いただきたいと思う。また、制定された際には写真撮影を行われると聞いているが、希望されている議場で撮影が可能かどうか議会事務局に確認し、事務局より連絡する。</p> <p>以上を持って第 3 回手話言語条例検討委員会を閉会とさせていただく。本当にありがとうございました。</p>
-----	---

\*発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。